

昭和56年

1月25日発行 第259号

不 広報 遠 賀

発行所 遠賀町役場

編集 庶務課庶務係

印刷 冷牟田印刷合資会社

祝成人おめでとう



1月15日、本町でも202人（男90人、女112人）が成人式を迎えました。当日はあいにく雨でしたが、123人（男47人、女76人）の出席者のもと、多数の来賓・恩師も列席され、社会人としての新しいスタートを祝い励ました。

人のうごき (12月の住民基 本台帳から)

人口	14,518人(+73)
男	7,081人(+22)
女	7,487人(+51)
世帯数	3,999戸(+16)
転入	132
転出	62
出生	15
死亡	12

()内は前月比

* 1月・2月の税金 *

国民健康保険税 (第4期)

1月31日(土)まで

固定資産税 (第4期)

2月25日(水)まで

昭和55年12月定例議会

昭和55年遠賀町議会第10回定例会が、12月5日招集され会期13日間で開催されましたが、12月17日2件の追加議案が上提され、7日間会期を延長し12月25日をもって定例会の幕を閉じました。

本会議に提出された案件は町長提出案件11件、議会提出案件2件、請願4件（内9月定例会継続審議分1件を含む）計17件で審議の結果提出された議案は、いずれも可決されました。

提出議案は次のとおりです。

第10回 12月定例議会上程議案等の議決内容(総括)

議案等の種類	議案等の数	議案等の処理								
		議決	継審	統議	修正	否決	採択	承認	認定	報告
予算	5	5								
条例	3	2			1					
決算認定	1								1	
工事請負契約	2							2		
請願	4						4			
議会修正提案	2	2								
計	17	9			1		4	2	1	

予算

○昭和55年度町一般会計補正予算(第7号) 原案可決

補正額四千五百九十六万三千円
 総額二十八億六千五百五十四万四千円
 主なものは人事院勧告に基づく、職員の基本給アップ分(国家公務員に準じ四・六一%アップ)七百六十六万二千円、林地崩壊防止事業費千八百五十八万三千円、土木災害復旧費七百七十三万八千円

○昭和55年度町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号) 原案可決

補正額千四百六十一万六千円、総額四億四千九百九十四万三千円、主なものは人事院勧告に基づく職員のベースアップ分七十一万六千円、高額療養費千三百十万円、助産費八十万円

○昭和55年度町農業共済事業特別会計補正予算(第2号) 原案可決

補正額三十九万六千円、総額千五百五十二万五千円、主なものは人事院勧告に基づく職員のベースアップ分三十九万六千円

○昭和55年度町学校給食事業特別会計補正予算(第4号) 原案可決

補正額二百二十一万五千円、総額一億二千七百二十五万六千円、主なものは人事院勧告に基づく職員の基本給アップ分二百二十一万五千円

○昭和55年度遠賀霊園事業特別会計補正予算(第3号) 原案可決

補正額二十五万六千円、総額二億八千九百二十二万二千円、主なものは人事院勧告に基づく職員ベースアップ分二十五万六千円

条例改正

○町一般職職員の給与に関する条例の一部改正について 原案可決

給与表(別表第一)を人事院勧告に基づき改正するものです。

○昭和55年12月に支給する期末手当の額の特例に関する条例の制定について 修正可決

昭和55年12月に支給する期末手当については、既定の割合のほか均等割三万円を加算するもの、但し議会の修正により特別職の特例加算は除かれたため一般職職員のみに限られて支給される。

○町一般職職員の給与に関する条例の一部改正について 原案可決

現行の行政職給与表別表第一の4等級制を5等級制に改正し、職名「課長・係長・書記・雇」を「課長・係長・主任・主事・主事補」に改め昇級昇格基準を明確にしたもの。

決算認定

昭和54年度町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について 原案認定

町一般会計

歳入総額二十六億七千六百五十九万九千九百二十九円、歳出総額二十五億九千四百四十六万五千七百二十六円
 歳入歳出差引残額一億六千六百五十四万二千三百円を認定

町国民健康保険事業特別会計

歳入総額三億七千六百三十七万八千八百八十一円、歳出総額三億三千四百九十九万四千八百八十八円、歳入歳出差引残額四千四百八十七万六千七百九十三円を認定

町農業共済事業特別会計

歳入総額二千七百五十七万九千五百三十三円、歳出総額二千六百六十一万四千四百五十円、歳入歳出差引残額五百九十六万五千八百三十三円を認定

町住宅新築資金等貸付事業特別会計

歳入総額三千二百七十七万五千七百三十八円、歳出総額二千六百八十三万八千九百四十六円、歳入歳出差引残額五百九十三万六千七百九十二円を認定

町学校給食事業特別会計

歳入総額一億一千四百三十二万五千七百四十三円、歳出総額一億一

千二百八十八万五千六百六十二円、歳入歳出差引残額百二十四万六八八円を認定

○遠賀圏圏事業特別会計

歳入総額四億五千三百三十三万五千五百七十七円、歳出総額四億三千六百九十七万七千七百八十四円、歳入歳出差引残額千四百九十三万五千七百三十三円を認定

工事請負契約

○島津橋架替工事請負契約の締結について 契約承認

工事箇所 遠賀町大字島津地内

契約の目的 島津橋架替工事

契約金額 六千二百万円也

契約の相手方 北九州市八幡西区大字馬場山八八番地の一 フジ建設株式会社

○遠賀勤労者体育センター新築(主体)工事請負契約の締結について 契約承認

工事箇所 遠賀町大字広渡地内

契約の目的 遠賀勤労者体育センター新築(主体)工事

契約金額 一億六千四百九十一万円也

契約の相手方 北九州市八幡東区山王三丁目十九番一 奥村・東洋建設共同企業体

遠賀勤労者体育センターは労働省指導による勤労者福祉施設として雇用促進事業団が町と共有で建立するもので、施設の運営管理一切は遠賀町に委託執行される。

全体事業費二億九千六百二十五万七千円(「内訳雇用促進事業団直轄事業費七千九百六十万円、遠賀町負担事業費二億千六百六十五万七千円」、「本体工事費二億六千五百二十九万円、用地費千四百九十一万三千円、附帯工事費千六百五十五万円」)、56年7月迄迄に完成の予定
建築面積千九百二十一㎡



請願

○総ての条例の中の差別用語「不具・廃疾」改正に関する請願・採択

(請願者)財団法人福岡県身体障害者福祉協合理事長 太田昇、遠賀町身体障害者福祉協議会長矢野速雄 (請願の趣旨)総ての条例の中の「不具・廃疾」という用語を「身体障害者または身体に障害のある者」というように改正していただくよう請願されているものです。

○身体障害者福祉施策に関する請願 採択

(請願者)財団法人福岡県身体障害者福祉協合理事長太田 昇、遠賀町身体障害者福祉協議会長矢野速雄、(請願の趣旨)身体障害者福祉法施行30周年を折念して地方自治の行政に対する、福祉施策の充実強化をはかるため (1)国際障害者年に対する行政の行動計画の早期実施 (2)心身障害者対策協議会の設置 (3)身体障害者専用公営住宅の建設促進と入居基準の緩和等の実施を強く請願されているものです。

○学校給食用牛乳予算完全確保に関する請願 採択

(請願者)遠賀郡農業協同組合、組合長理事 岡 有恒、遠賀郡農業協同組合酪農部長 樋口耕蔵 (請願の趣旨)昭和56年度学校給食用牛乳予算打ち切りに対する影響は、国の学校給食への安定的かつ計画的乳業者直納方式による低廉な供給にひびがはいるばかりでなく、酪農乳業の根幹をゆるがす重大な問題であるとともに、児童生徒の健康増進に大いなる支障を招く恐れを心配し、昭和56年度学校給食用牛乳予算の完全確保をはかるとともに、本制度の継続をはかるよう請願の採択を頂き、関係機関に対し意見書のご提出をいただくよう請願されているものです。

本件については地方自治法第99条第2項の規定に基づき、学校給食用牛乳予算完全確保に関する意見書を町議会の名において国・県に提出する旨の議決をしました。

議会発議

○北方領土早期復帰実現に関する決議 特別決議

本件については、歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島の北方領土は、古来わが固有領土であり戦後35年の今日、いまだ解決の見通しが明らかでないままとなっている、こうした状況にかんがみ、政府において本問題解決のため国民的悲願である北方領土の早期復帰の実現を期せられるよう、町議会の名において要望書を提出する旨の特別議決をしました。

歳末たすけ合い 運動のお礼



ひとの心の 暖かさ



昨年未の昭和55年度歳末たすけ合い運動では、皆様方の温かいご協力により多額の義援金を頂きありがとうございました。遠賀町社会福祉協議会では、皆様方の意にそなうよう次のとおり配布先を決定し、配分しましたので報告させていただきます。

△義援金総額	243,127円
△配分先	
・遠賀静光園	36,427円
・恵みの家	10,000円
・手をつなぐ親の会	14,700円
・施設入園者	32,000円
・一人暮らし老人	24,000円
・母子家庭	68,000円
・児童扶養	
・特別児童扶養手当受給者	58,000円

心配ごと相談はお気軽に

遠賀町社会福祉協議会では、相談員による心配ごと相談をうけています。どんな小さなことでもかまいません。相談されたことは $\text{\textcircled{0}}$ で相談料は無料です。

・日時 毎月10日、23日
13時～16時(当日が、日祭りの場合は翌日、土曜日の場合は翌週の月曜日)

・場所 遠賀町公民館別館
・5月までの相談日
2月10日 23日 4月10日 23日
3月10日 23日 5月11日 25日

相談員	人権擁護委員	柴田 開氏
10日担当	行政相談員	石橋多七氏
	民生委員	川畑 為氏
	〃	石田ハツ子氏
	交通安全推進委員	毛利秀済氏
23日担当	人権擁護委員	信行雪鴻氏
	保護司	高崎博愛氏
	民生委員	田原政義氏
	〃	大場房江氏

※遠賀福祉事務所 母子、婦人相談員

家庭児童相談室

開設のお知らせ

昭和55年12月1日から遠賀福祉事務所に家庭児童相談室が開設されました。子供の養育やしつけ等について、次のような悩みや不安をおもちの方は、専門の家庭児童相談員が、お母さん方と一緒にじっくり話し合いをしながら相談に応じています。相談はすべて無料で秘密を守りますので、お気軽にご相談下さい。

▽相談日 毎週(月～土曜日) 9時～17時(土曜日は12時)

▽相談の場所 遠賀福祉事務所 (八幡西区南鷹見町六一六〇)

電話093(601)2121

▽相談の内容

- (1)神経質・夜尿・つめかみくせなど、性格、習慣、習癖に関する相談
- (2)集団生活で困っていることに関する相談
- (3)心身の障害のあることに関する相談
- (4)その他子供に関する相談

▽相談員

遠賀福祉事務所家庭児童相談員
○松尾徳之祐・竹内ヨシエ

香典返しのお礼

次の方々から、遠賀町社会福祉協議会にご寄附をいただきました。心から故人のご冥福をお祈りし厚くお礼申し上げます。

故織田ハツ子様 (東町) 織田龍彦様

故白木トミ様

(木守) 後藤勝登様

故辻 恒太郎様

(広渡) 辻ヨシ子様

故高島ユキヨ様

(浅木) 高島シゲノ様

故筋田イト様

(上別府) 筋田国夫様

故津崎吉久様

(浅木) 津崎タツエ様

故柴田喜代子様

(松の本) 柴田春男様

故高李幾郎様

(上別府) 高李亀夫様

故小林秋松様

(虫生津) 小林シヅ子様

故岩崎 晴様

(浅木) 岩崎梅子様

故子迫ナルエ様

(今古賀) 子迫敏則様

「成人式」の記念品

贈呈について

1月15日の「成人式」の際に記念品をお渡ししましたが、当日欠席された方は2月末日までに教育委員会社会教育課で記念品をお受取り下さい。



みんなで参加しよう

「同和教育研究大会」

来たる2月7日(土) 13時20分から、中央公民館の二階大ホールで、第四回目の「同和教育研究大会」を開催いたします。

講師には、小竹町教育委員会社会教育課の原田重明先生をお招きして、

「人権問題と私達の日常生活」という演題で講演をしていただくことになっていきます。

〇〇〇〇

明るい平和な民主社会では、すべての人が人間として尊重されること、また、人間がもっている権利を、たがいに尊重しあうことが大もとになっています。

日本国憲法にも、基本的人権はおかすことのできないものであることを「第一の柱」として定め、これをまもることが非常に大切であると示されています。

同和教育の根源も、この人権尊重の精神が基盤となっているのです。

「自分を大事にする」という気持は、同じように

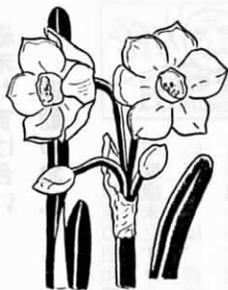
「人を愛する」

〇〇〇〇

このたびの研究大会では、人権問題と私達の日常生活のつながりについて、みんなで根本的に追究しながら、同和教育を考えていきたいと思っています。

この問題について、わたくしたちは、一人ひとりの問題として、もっと真剣に考え、じっくり反省し、自分自身に問い正して、国民的課題である「同和教育解決のあゆみ」を続けていこうではありませんか。

町民の皆さんに、一人でも多く参加していただきますようお願いいたします。



所得税の住宅取得控除の 源泉還付のための確定申告について

サラリーマン等で、昭和55年中に自己の居住する住宅を新築したり、新築住宅を購入した場合で、その完工日又は、購入日から6か月以内に居住用に使用した場合に、居住した年から3年間にわたって、各年分の所得税の額から、最高の人で6万円（床面積による控除3万円、民間金融機関の住宅ローン控除3万円）の住宅取得控除が受けられます。

最初の年の手続は、確定申告をしなければなりません。
還付の手続は税務署で、1月より受付がなされております。
本町では特に次の日程により、確定申告の受付をいたしますので、必要書類を添えて申告してください。

- ▽日時 2月12日(金)～13日(金) 午前9時～午後4時
- ▽場所 遠賀町役場2階 第2会議室
- ▽持参提出するもの

- 1 認印
- 2 家屋の登記簿謄本
- 3 住民票の抄本(本人のみ)
- 4 償還金額等証明書
- 5 家屋譲渡対価証明書
- 6 源泉徴収票
- 7 今年分から還付金の多少にかかわらず銀行振込が可能ですので、ご利用される方は、金融機関名、預金の種類、口座番号をメモして持参のこと

不明な点がありましたら、遠賀町役場税務課にお尋ねください。

納税証明の請求はお早め

銀行や住宅金融公庫に借入の申込みをするとき、建設業の登録を更新するとき、工事指名を受けたとき、こんなときに必要になるのが「納税証明」です。
「納税証明」は、請求があれば

いつでも発行しておりますが、所得税の確定申告の時期のように、事務が混雑している時期には、即座に発行できかねる場合もあります。「納税証明」の請求は早めにお願います。

贈与税の申告は お早めに



所得税の申告と納税は2月16日から始まります。贈与税の申告と納税は、ひと足はやく2月2日から始まります。

昨年一年間にもらった財産の合計額が六十万円を超えるときは、税務署に贈与税の申告をしなければなりません。

贈与というのは、一般に当事者の一方が自己の財産を無償で相手方に与える意思を表示し、相手方がこれを受諾することによって成立する民法上の契約のことをいいます。

「贈与税」というのは、人から財産をもらったときにかかる税金ですが、ご主人名義の土地を奥さんや子供さん名義に変えた場合なども贈与税がかかります。

贈与税についての詳しいことは税務署にお気軽におたずねください。

戦傷病者乗車券等 引換証の交付

- 一、戦傷病者乗車券引換証交付請求書受付開始日、昭和56年2月2日より
- 二、提出書類 戦傷病者乗車券引換証交付請求書
- 三、注意事項

(イ)戦傷病者手帳の交付を受けた後、乗車券引換証の請求までの間に、次の事項に該当する方は、請求書のほかに戦傷病

者手帳及び変更届を提出するとともに、次の該当書類を添付すること。

- (ロ)症状の程度が第3項症並びに第4項症に該当する方は甲種6シート、乙種12シートのいづれかを選択し、交付を受けること。交付後はその年度内においての交付替はできないことに留意すること。
- (ハ)旅行期日等により急ぎ交付を受けた方には、旅行申立書を添付のうえ一般の分と区別して請求すること。

※乗車券使用開始
昭和56年4月1日より

'81九州省エネルギー 展の開催

省エネルギー意識の高揚を図りエネルギーの合理的使用を目的とするものです。

▽日時 昭和56年2月15日～21日(7日間)

▽場所 西日本総合展示場(小倉駅北口)

▽出品物 ソーラーシステム設備 機器、ボイラー等

▽入場料 無料

変更事項	添付書類	備考
氏名変更	戸籍抄本	
住所変更	住民票抄本	町名変更の場合を含む。ただしこの場合は住民票抄本は省略してよい
恩給の新裁定	給証書又は 恩給証(写) 保管証(写)	
障害者手帳に受けた者	同手帳の(写)	手帳番号 種別、等級が明らかにされたもの

同和問題を勉強するための

「基本的認識」を学びましょう

一、学習の目的と内容

① 学習の目的

同和問題の学習は、同和問題について、正しい知識を習得し、部落差別の本質と深くかかわった認識を持つと共に、同和問題を解決するための積極的態度を、形成することを、目的としています。

この場合、特に注意したいことは、同和問題についての「物知り」になることが学習の目的でないという事です。

部落差別の厳しい現実、部落差別の歴史や解放運動の歩みを学び、同対審答申や特別措置法についての知識を持ってそれが単なる知識だけで終わるのであれば、極端に言えば何の意味もありません。このような傾向を生みだした研修の在り方は強く反省されなければなりません。部落差別に慣りを覚え、その解決に積極的に努力しようという意欲に燃えてこそ、同和問題を学習する意味があります。

そして、そのためには、自分自身を謙虚に振り返り「内な差別の克服」を図ることが大切です。同和問題を語るときよく「自己変革」ということが言われます。

私たち一人ひとりが真に「人間としての自覚」に目覚めることが何よりも必要なことを銘記しなければなりません。

② 学習の内容とみどころ

「五つの柱」

同和問題の学習は次の五つのことが大きな柱となります。

1 部落差別の現実を事態に即して学ぶことです。

部落差別は過去のことでは、今ではないと言っている人がいます。しかし、現に同和地区の人たちは厳しい差別を受けています。

同和地区の人たちの生活の実態を具体的な数字や事例などを学ぶことが大切です。この場合はなぜこのような現実があるのかその原因を深く掘り下げ更には、私たちの生活と関連づけて考えていく

ことです。

2 部落差別の歴史と解放への歩みを正しく学ぶことです。

部落差別は「いつ」「それが」「何のためにつくったのか」そして解放令以後もなぜ差別が温存され再びつけられたのかを理解することです。さらに部落差別をなくすために闘ってきた解放運動の歩みを学ぶことによって、私たちの諸権利を守り、生活を高めることと解放運動がどう結びついているかを理解することが大切です。

3 部落差別はどうすればなくすことができるか、また、そのためには何が必要なのかを学ぶことです。

同和問題を解決する中心的課題は、同和地区の人たちの就職と教育の機会均等を完全に保障し、近代的な産業に就業し、生活を安定することであるとされています。そしてこのことを、実現するために「解放運動」「行政の施策」「国民の理解と努力」の三つが必要です。このことを正しく理解認識しましょう。

4 それぞれの社会的立場で、自らが問題の解決に具体的にどう取り組むべきかを自覚することです。

す。

先に述べたように、同和問題の学習は「物知り」になることを目的としているではありません。学習の過程で、同和問題と自分のかかわりを正しくとらえて、解決への意欲を持ち実践することがなにより大切です。

5 この学習をおして、あらゆる差別、社会的矛盾をなくすための主体的態度を形成することです。

「同和問題は自分とはかわりがない」という考えは、結果として、部落差別を温存させることになり、部落差別だけでなく、あらゆる差別を絶滅する決意を固めましょう。

二、同和問題の学習に当たっての留意点

1 部落差別を自分の生活と関連づけ、より現実的にとらえることと、特に同和地区の人達の中にある差別の実態を人間として幸せに生きていく権利を不当に侵されて

いることを、私達の問題として受けとめ、考えていくこと。

2 同和問題にからむ、様相や現象を表面的にとらえるのではなく、

部落差別の本質と関連づけてとらえること。

3 同和問題の学習を単に知識として学ぶのではなく、たえず自分とのかかわりでとらえ、そのことを通じて、あらゆる差別や社会的不合理をなくすための自分の意識や姿勢を高めていくこと。

4 同和問題を十分学ぶための、学習は当然、体系的、継続的であることが望まれます。

第6回公民館対抗駅伝競走大会の結果

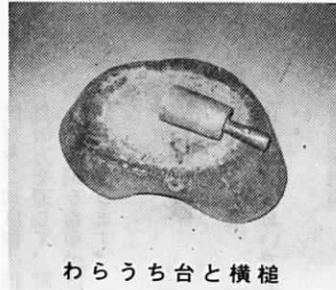
昨年12月21日、9チームが参加して行なわれました。

- ① 浅木 1時間2分25秒(大会新)
 - ② 遠賀川 1時間3分26秒(大会新)
 - ③ 別府 1時間4分5秒
 - ④ 松ノ本 1時間5分7秒
 - ⑤ 鬼津 1時間5分35秒
 - ⑥ 尾崎 1時間5分52秒
 - ⑦ 木守 1時間8分56秒
 - ⑧ 今古賀 1時間10分46秒
 - ⑨ 虫生津 1時間15分12秒
- 区間賞
- 1区 高橋英則(松ノ本) 6分35秒
 - 2区 植本史朗(遠賀川) 7分15秒
 - 3区 瓜生富男(浅木) 7分21秒
 - 4区 河原京人(別府) 7分36秒
 - 5区 町頭政尚(尾崎) 8分23秒
 - 6区 小山内幸一(鬼津) 7分10秒
 - 7区 松尾正三(浅木) 6分50秒
 - 8区 副田芳見(浅木) 7分36秒

農耕民俗資料館内みてあるき

(6)

藁仕事と正月行事



わらうち台と横槌

もぐら打ち

十四日になると、十四日のもぐら打ち隣の屋敷へ飛んで行け、と大声で叫び、ポトポトと地面を打つ音が、各所で聞える。

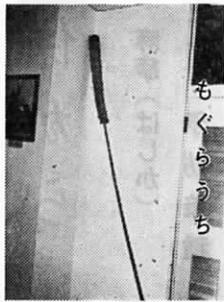
写真の如く、男竹の先を藁でつつみ、これを小縄で堅くまきつけたもので、これを地面に打ちつける。もぐらも、どちらに逃げるかこまったことだろう。

さて、昔の生活は、晴耕雨造である。藁仕事などは雨の日や、よなべにすることが多い。

藁機―穀類などを天日で乾燥するの用に用いる「むしろ」を、織る道具を藁機という。藁機で藁なども織ることが出来る。

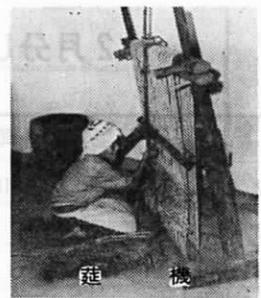
藁機で最も重要なものは、コテである。これは槓や杵扱又は、柿の木などで作る。

これに、直径1cm位の穴が四十



もぐらうち

一年の計は元旦にあり人、それぞれ一年の計を秘めて輝やかしい希望の年を迎えられたことであろう。さて、翌二日は仕事始である。農家は、牛馬の引綱や、胸帯、腹帯、尻帯などの一品を作った。一月七日は、ホッケンギョウ、又は、ドンド焼きなどといった、村の入口などに祭られている、庚申塔の前などで、お正月のお飾りや、古い大麻などを、青竹などと一緒に焼く。パンパンと青竹のハジける音の大きい程よいとされ、焼けた炭火で、お鏡餅などを焼いて食べると、アカギレやヒビが出来ないといわれた。



藁機

十四日になると、十四日のもぐら打ち隣の屋敷へ飛んで行け、と大声で叫び、ポトポトと地面を打つ音が、各所で聞える。

写真の如く、男竹の先を藁でつつみ、これを小縄で堅くまきつけたもので、これを地面に打ちつける。もぐらも、どちらに逃げるかこまったことだろう。

さて、昔の生活は、晴耕雨造である。藁仕事などは雨の日や、よなべにすることが多い。

藁機―穀類などを天日で乾燥するの用に用いる「むしろ」を、織る道具を藁機という。藁機で藁なども織ることが出来る。

藁機で最も重要なものは、コテである。これは槓や杵扱又は、柿の木などで作る。

これに、直径1cm位の穴が四十

青少年育成町民会議役員決まる

将来を、にやう青少年の健全な育成を図り、心身ともに健康で明るい町づくりを寄与する事を目的として結成されました。町民会議の新役員が次のとおり決まりましたので、お知らせ致します。

(順不同)

会長 柴田貴藏(町長)
副会長 大場芳郎(教育長)
柴田 開

事務局長 毛利秀済
(※事務局 教育委員会社会教育課)

▽教育福祉部会
部長 芳賀和夫
副部長 田原政義

委員 (折尾交通安全協会遠賀支部) 高崎新吉、(交通安全対策推進協議会) 毛利秀済、(人権擁護委員) 信行雪鴻、(民生委員会) 田原政義、(保護司) 高崎博愛、(消防団) 石松俊彦、(警察) 花田憲夫、(学校長会) 松丸成政、(折尾警察署少年補導員) 芳賀和夫、(教育委員会) 高崎昇、(青少年問題協議会) 町代表委員

▽青少年部会
部長 山本 運
副部長 飯屋輝雄
委員 (商工会青年部) 飯屋輝雄

(農協青年部) 石松守、(体育指導委員会) 山本運、(体育協会) 三砂貞利、(青年船の会) 師岡真吾

▽昇給 (年1回) 4月
各種保険、退職金制度有

▽連絡先 遠賀郡芦屋町粟屋
(物) 太平洋社 電話083

▽賞与 (年2回) 7月、12月

▽職員 運転及びし尿収集作業

▽給与 十六万七千五百円

▽職員 運転及びし尿収集作業

会) 豊福喜一、(公民館運営審議会) 古野千年、(社会教育委員会) 柴田 開、(議会) 中山 包久

▽家庭部会

部長 石松英馬
副部長 泉原敏行

委員 (公民館) 石松英馬、(子供会育成会) 村上英隆、(婦人会) 二村邦子、(小中PTA連合会) 泉原敏行、(母子福祉会) 安松美佐子、(社会福祉協議会) 矢野速雄、(働く友の会) 小川文彦、(老人クラブ連合会) 細手 勉

▽昇給 (年1回) 4月

各種保険、退職金制度有

▽連絡先 遠賀郡芦屋町粟屋

(物) 太平洋社 電話083

▽賞与 (年2回) 7月、12月

▽職員 運転及びし尿収集作業

▽給与 十六万七千五百円

▽職員 運転及びし尿収集作業

保健衛生係から

県下一斉

ネズミ駆除運動

ネズミは経済的な損害を与えるほか、各種疾病を媒介するなど我々の生活環境に多大な影響をおよぼしています。そこで、本年度においても期間を定めて県下一斉に、地域ぐるみの計画的、組織的な駆除運動を行ないます。

▽実施期間

昭和56年2月1日～2月28日

▽実施方法

区長及び地区衛生推進員の方を通じて、町より殺そ剤を希望地区に無償配付します。

妊婦相談

▽期 日

2月13日(金)

10時までにお願い下さい。

▽場 所 役場保健室

▽対象者 妊産婦

▽内 容 産前、産後の過ごし方、妊婦体操

▽持参品 母子健康手帳交付

▽料 金 無料

麻疹(はしか)

予防接種

▽期 間 10月上旬～5月下旬

▽場 所 町内の医院・病院(かかりつけがあれば中開市遠賀郡内の医院・病院でも可)

▽対象者 生後12カ月～72カ月児

なるべく生後18カ月～36カ月で受けて下さい

▽料 金 二千元

▽問診票の交付

接種1週間前から前日まで

までに印鑑を持参のうえ、保健衛生係で問診票を受領して下さい。

▽その他 生保、町県民税が均等割額以下の世帯の人は問診票を受領の際、申し出て下さい。

乳児相談

▽期 日 2月10日(火)

10時までにお願い下さい。

▽場 所 役場保健室

▽対象者 生後7カ月～12カ月児

▽内 容 体重、身長等測定、食事等の相談

▽持参品 母子健康手帳

▽料 金 無料

2月分し尿くみ取り予定表

くみ取り日	大型車くみ取り地区	小型車くみ取り地区
2(月)	西町、木守(西川の西側)	虫生津、上別府の一部
3(火)	東町	木守、広渡
4(水)	虫生津(新屋敷)	広渡、松の本(東、西組)
5(木)		若松、尾崎
6(金)	月2回汲取家庭	月2回汲取家庭
13(金)	旧停(旧3号線北側)、鬼津、若松	
14(土)	旧停(旧3号線南側)、遠賀川	鬼津
16(月)	遠賀川	別府、上別府(高家、花園一部)
17(火)	遠賀川、新町	千代丸
18(水)	新町、鬼津(山水苑)、若松、別府(高瀬)	
19(木)	新町	
20(金)	月2回汲取家庭	月2回汲取家庭
21(土)	新町	
23(月)	別府	
24(火)	別府	
25(水)	別府、遠賀川(ユニード前通り一部)	道管
26(木)	尾崎、今古賀	老良
27(金)	上別府、木守、若葉台、堂塔寺、若松(通学道路)、浅木、虫生津	今古賀、島津
28(土)	浅木	浅木、鬼津(小鳥掛)、尾崎(蟹喰)

老人検診

▽期 日 2月6日(金)

▽場所及び時間

・若松公民館

9時30分～11時30分

・木守公民館

13時～15時

▽対象者 65歳以上の

▽検診内容

・検尿 ・血圧測定

・問診 ・血色素検査

2月分ゴミ収集予定表

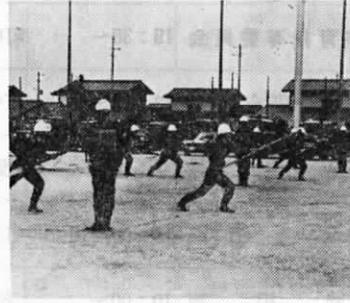
町内全域	もえないゴミ	大型家庭ゴミ
2月11日及び2月25日	鹿児島本線より南側地区 空カン、空ビン、ガラス類、陶器類、プラスチック製品、ゴム等	鹿児島本線より北側地区 2月11日(水) 2月25日(水)
		テレビ、冷蔵庫、家具、建具、ふとん、ベット、机、いす、自転車等

昭和56年度遠賀郡四力町 消防合同出初式盛大に開かる

新春をかざる、恒例の遠賀郡消防合同出初式々典が1月11日10時のファンファーレを合図に寒風吹きさす中、広渡小学校グラウンドにて、華やかに挙行されました。

福岡県知事をはじめ、消防関係者等、多数の来賓者の出席の中、「防災は、我れ我れにおまかせあれ」と、言わんばかりに、500人近い消防団員の勇姿が勢揃いしました。

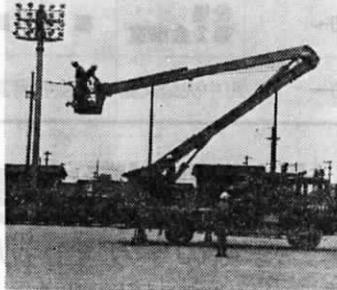
2時間にわたり、寒風ふきさす中を各町消防団員は、隊形乱さず消防精神をもって、「認」の一字で成功させました。団員と27台のポンプ車、スノーケル車等による分列車輻行進は、近代消防を象徴するかのよう華やかなものでした。



寒い中、ありがとう

また、この行進に華を添るべく広渡小学校6年生徒5人によるプラカード員の元気はつらつとした姿には、頭の下る思いでした。この5人のプラカード員は、シャツ一枚にスカートという、行進ユニフォームに身をまとい、寒さを一層感じさせる姿でありました。が、その元気が、一層この式典に気合を入れ、この子供達、式典により消防の任務と重要性を、来賓者、観覧者によりびかけるかのような一景

でした。今日、全国的に、少年少女消防団の結成がなされている中、近くは福岡、北九州両市でも最近結成されています。この少年期から消防意識の重要性を認識させ、災害に対するこわさと、防災に対する知識を身に付けさせてこそ、自衛防災の発展ではないでしょうか。年頭にあたり、この出初式が行なわれ、大人・子供を問わず消防精神を再度確認するために、こ



- 二十年表彰
 - 第一分団長 柴田征一郎
 - 第三分団長 石松 芳城
- 十五年表彰
 - 第一分団員 井口 敏光
 - 第三分団員 石松 敏之
- 十年表彰
 - 第一分団班長 柴田 康則
 - 第一分団班長 吉田 隆
 - 第三分団員 添田 定雄
- 優良団員
 - 第一分団員 安松 隆一
 - 第二分団員 外添 清美
 - 第三分団員 添田 定雄
- 福岡県民火災共済理事長表彰
 - (イ)分 団 第二分団
 - 第一分団班長 柴田 康則
 - 第二分団員 旗生 良徳
 - 第三分団員 殿川 澄男
 - (ロ)個人
 - 第一分団班長 柴田 康則
- 町長表彰・感謝状
 - (イ)人命救助感謝状
 - 上別府区尾倉 白石 進
 - (ロ)初期消火感謝状
 - 今古賀区 株式会社後藤農機
- 消防団長表彰・感謝状
 - 第二分団班長 松井 登
 - 第一分団員 行事 和美
 - 第二分団員 村田 千秋
 - 第三分団員 森 忠満
 - 第三分団員 瓜生 富雄
- 福岡県消防団百周年を記念して、福岡県消防協会より各町消防団へ、記念盾の贈呈が行なわれました。

遠賀郡消防署

管内火災・救急件数
55年1月から12月まで

町名	種類	火災	救急
遠賀	水巻	4	316
岡垣	菅屋	16	633
菅屋	菅屋	10	407
合計		7	385
			1,741

おんが短歌会詠草

河中靖喜先生選

題・雑詠

手に触れば染まるばかりの山茶花の咲きいる庭で友と別れぬ
白石 敏子

常よりも帰りのおそき夫と娘を暮ればやき夕を鍵かけて待つ
大場 房江

病む友が指輪まわして瘦せたりと笑みて言いしを帰途に思えり
高崎 佳子

厄除けの指輪吾が手になじみ来て鎮む光に安らぎおぼゆ
木原いのえ

豪華なる指輪並びし店に来て安もの一個ためらわず買う
井口 政子

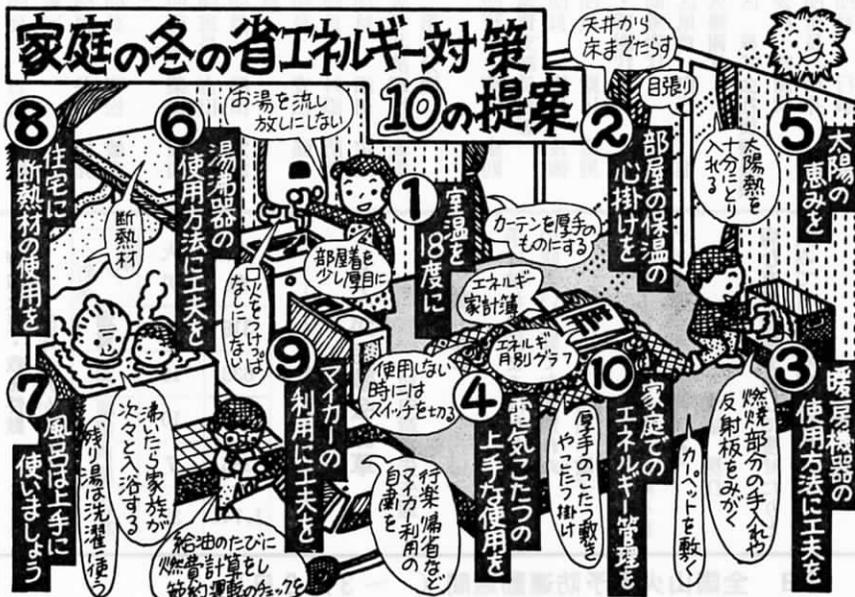
2 月 上 期 の 遠 賀 町 主 要 行 事

日 曜	行 事 内 容	時 間	実施会場	担当課(係)名	目的及び主な対象等	備 考
2 月	定 例 区 長 会 議	13:00~	役場 第2会議室	庶 務 課		
6 金	老 人 検 診	9:30~11:30	若松公民館	住 民 課	65歳以上の人	詳細は 10ページ
		13:00~15:00	木守公民館			
	定 例 体 育 指 導 委 員 会	19:30~	町中央公民館	社会教育課		
7 土	同 和 教 育 研 究 大 会	13:30~	町中央公民館	社会教育課		詳細は 4ページ
10 火	乳 児 相 談	9:30~	役場保健室	住 民 課	生後7~12カ月児	詳細は 10ページ
	心 配 ご と 相 談	13:00~16:00	町公民館別館	福 祉 課		詳細は 4ページ
13 金	妊 婦 相 談	10:00~	役場保健室	住 民 課	妊産婦	詳細は 10ページ
14 土	定 例 民 生 委 員 会	9:30~	役場 第2会議室	福 祉 課		
15 日	青 少 年 育 成 町 民 大 会	13:30~	町中央公民館	社会教育課		

省エネ型の生活習慣を身につけよう

《家庭の冬の省エネルギー対策——10の提案》

家庭で使うエネルギーのうち、冬季の暖房用のエネルギーは、約4割を占めるといわれており、それだけに冬の省エネルギー対策は非常に重要です。各家庭におかれては、今年の冬は次のような工夫を行うことにより、省エネルギーにご協力いただくようお願いいたします。



わが国は、ふだん使う石油の九九・八%を海外から輸入しています。2月は「省エネルギー月間」です。限りある貴重な資源をムダなく、有効に使いたしましょう。「家庭の冬の省エネルギー対策・10の提案」は、総合エネルギー対策推進関係会議で了承されたものです。